



部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－401	承認日	2020.11.2	2/3
<b>診療費減免規程</b>					作成者	承認者
					国光哲夫	島 隆雄

- 1、石川勤労者医療協会は「低所得者に対する無料低額診療を行う」ことを目的にして公益法人設立を認可されている。医療をめぐる情勢は、1980年代以降の相次ぐ医療保険制度の改悪によって自己負担額が増加したり、保険診療外の行為が拡大されており、そのことによって受診の機会を奪われる事態が広がっている。ここに、改めて法人としての性格を明確にして、制度の運用と手続きを定めるとともに、担当者をはじめとする職員に対する教育に努める。
- 2、当協会における医療費等の減免方法は、平成13年7月23日社援発第1276号厚労省社会・援護局長通知、及び社援総発第5号厚労省社会・援護局総務課長通知に基づくほか、この規程による（介護分野の利用料減免については別途定める）。
- 3、当協会における生活困窮者に対する減免の基準は、国で定める生活保護法による生活保護基準に基づき、法人の定める減免規程に示す基準の概ね150%以下を対象とする。
  - (ア) 福祉事務所等の行政機関や民生委員が発行する無料又は低額診療依頼書・適用証明書を持参する人
  - (イ) 住民税非課税世帯の人
  - (ウ) 所得認定し、基準に該当するものと判断した人
  - (エ) 老人単独世帯、寡婦、寡夫、世帯支持者が障害者の場合や一時的に失業、倒産、負債返済等で収入減が認定できる場合
 に対して、施設長が減免の対象にすることが必要と判断した場合とする。
- 4、減免の範囲は次の通りとする。
  - (ア) 保険診療の自己負担額で高額医療費助成制度等の公的助成を除いた部分の5割、10割の段階減免とする。段階減免の適用は、生活保護基準の130%未満が10割、130%以上150%以下が5割の基準とする。
  - (イ) 保険診療外の負担額 食事療養費、各種文書料、自費材料費等
  - (ウ) 生活保護を申請し決定以前に発生した医療費や却下になって生じた医療費、その他施設長が必要と判断したもの
  - (エ) 規程に沿って、個別に判断し対応する。範囲の期間は一入院期間又は月毎を原則とする。調査票は期間毎を原則とするが変更がない場合は年度内に限り省くことができる。
  - (オ) 認定された対象者が法人内の別の事業所を利用する場合は、既に減免を行っている事業所から新たに利用する事業所に事前に減免対象者である旨、紹介先事業所の相談室もしくは事務長に対して申出書の写し等で情報提供を行い、新たな事業所で減免手続が遅滞なく行われるようにする。（対象者が紹介先事業所を受診した場合は受付で相談室に連絡を申し出、手続を速やかに行う手順とする。）

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－401	承認日	2020.11.2	3/3
<b>診療費減免規程</b>					作成者	承認者
					国光哲夫	島 隆雄

5. 減免の手続きは次の通りとする。

(ア) 事務長又は相談員は患者・親族からの「診療費減免申出書」に基づいて、他の公的助成制度を受ける可能性やその手続きを待つことができない緊急の理由を判断した上で、相談記録等の必要書類を添付して「診療減免申請書」を施設長に提出する。

(イ) 施設長は基準を考慮の上、原則として2週間以内に決裁し、「診療費減免申出書」の複写により本人に通知する。「診療費減免書」を翌月末までに理事長に提出する。

(ウ) 施設長は、患者負担金として計上した未収金を月ごとに集計して「診療費減免請求書」を翌月末までに理事長に請求する。減免額の法人本部事務局への付け替え伝票も合わせて提出する。相談記録、請求書等必要書類は事業所で保管する。

6. 各施設での窓口は事務長並びに医療福祉相談員（MSW）とする。制度の利用について待合室等に掲示して案内する。制度の趣旨について患者、利用者、共同組織会員に案内する。

7. 対象者の把握の仕方

- ・各診療窓口で担当職員は制度の趣旨を生かして積極的に減免適用者の把握を行う。
- ・入院時は全患者を調査し、MSWが面接する。
- ・対象者と金額の調査を把握する。

8. その他

診療報酬改定で特定療養費化されるものについては、今後判断する

関連帳票・文書	診療費減免申出書（本人用）	本部－帳－本事101
	診療費減免申請書（施設用）	本部－帳－本事102
	診療費減免請求書	本部－帳－本事103